

第3章 安全な都市づくりの実現

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

現在の到達状況

- 木密地域不燃化プロジェクト推進事業による「京島周辺地区」及び「鐘ヶ淵周辺地区」を中心とした建替え工事費等の一部助成
- 区全域の不燃化率約 70.9%（区南部約 84.9%、区北部約 60.2%）（令和3年度末）
- 区北部地域の木造住宅密集地域における主要生活道路の拡幅とその沿道の不燃化促進
- 住宅の耐震化率約 95.0%（令和2年度末）、区公共建築物の耐震化率 100%（令和元年度末）
- 全 171 町会・自治会への消火用スタンドパイプ配備

課題

- 建築物の不燃化・耐震化、特に木造住宅密集地域における防災性の向上が必要
- 液状化被害が発生しやすい地域では、適切な情報提供や助言を行うことが必要
- 危険物施設の保安対策及び危険物の輸送時における保安対策が必要
- 被災後の応急対策、復興対策を含めた総合的な対策の推進が必要

具体的

地震前の行動(予防対策)

地震に強い都市づくり

- 墨田区都市計画マスタープランの「安全・安心のまちづくり方針」の地震に関する課題の解決
- 木密地域の不燃化・耐震化等の促進
- 高層建築物・地下街等の安全対策の推進、道路網・橋梁等の整備
- すみだ良質な集合住宅認定制度の促進

施設構造物等の安全化

- 施設構造物の不燃化等の推進
- エレベーター閉じ込め被害の防止
- 落下物・ブロック塀の安全化、家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進
- 文化財施設の安全対策の推進

液状化、長周期地震動への対策の強化

- 液状化対策、高層階における室内安全対策の促進

出火、延焼等の防止

- 出火防止対策の推進、初期消火体制の強化、火災の拡大防止対策の実施
- 危険物施設の保安対策の推進、危険物等の輸送の安全化、雨水利用の推進

地震直後の行動(応急対策)

公共施設等の応急対策による

- 河川施設、内水排除施設、施

危険物等の応急措置による危

- 危険物施設、高圧ガス、毒の実施
- 危険物輸送車両等の応急対

対策の方向性

- 木密地域不燃化プロジェクトの推進等による整備地域の「燃えないまち」の実現及び延焼遮断帯の形成の促進による「燃え広がらないまち」の実現
- 区都市計画マスタープランの推進、市街地の整備と再開発による地震に強い都市づくり、建築物の不燃化促進、施設構造物等の安全化
- 液状化予測図の区民への提供、建築物に対する液状化対策の指針の作成・提供
- 火災及び危険物、毒劇物等の漏えいなどの拡大防止による出火・延焼等の防止
- 発災時における防災機能を有する既存施設等の活用強化

到達目標

- 令和7年度まで区の不燃化特区内全域の不燃領域率を70%に向上
- 令和7年度までに区南部の不燃化率を87%、区北部の不燃化率を64%に向上
- 令和7年度末までに耐震化率を、住宅は98%、民間特定建築物は95%に向上
- 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の推進
- 都市計画道路の整備推進
- 消防水利の整備促進

な 取 組

発災後 72 時間以内

地震後の行動(復旧対策)

発災後 72 時間以降

二次災害防止

社会公共施設等の応急対策の実

公共の安全確保、施設の本来機能の回復

- 河川施設、内水排除施設、社会公共施設等の復旧対策の実施

危険防止

物・劇物取扱施設等の応急措置
策の実施

第3章 安全な都市づくりの実現

対策の方向性

1 木造住宅密集地域の不燃化促進

木密地域不燃化プロジェクトを推進し、不燃化特区内の延焼による焼失ゼロを目指すとともに、密集事業等により市街地の不燃化を促進し、整備地域において「燃えないまち」を実現する。また、主要な都市計画道路の整備により、延焼遮断帯の形成を促進し、「燃え広がらないまち」を実現する。

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

墨田区都市計画マスタープランの推進や安全な市街地の整備と再開発により、地震に強い都市づくりを実現する。

地震被害の軽減と防止を図るため、建築物の不燃化の促進及び施設構造物等の安全化を図る。

地震、津波等により、堤防や護岸等の河川管理施設及び道路の破壊や崩壊等の被害を受けた場合には、各施設管理者と連携し、全力を挙げて施設の応急復旧に努める。特に、公共の安全確保上緊急を要するものは、速やかに復旧を行う。

なお、現在の内部河川の整備は、平成28年に策定された「荒川水系江東内部河川整備計画」に基づいて進められている。この整備計画は、東日本大震災等を受けて、平成24年に策定された「東部低地帯の河川施設整備計画」の内容を踏まえた計画となっており、河川施設の耐震化にも取り組んでいる。

3 建築物の液状化対策の啓発強化

「東京の液状化予測図」（令和3年度改訂版）や、東京都建築物液状化対策検討委員会の報告を踏まえた木造住宅などの建築物を対象とした液状化対策に関する情報などを区民に提供する。

4 出火、延焼等の防止

消防機関及び危険物施設の管理者等は、火災及び危険物、毒劇物等の漏えいなどの拡大防止を図る。

5 既存の施設等の活用

発災時には、区がこれまでに災害に強いまちづくりに向けて整備を行ってきた、防災機能を有する既存施設等も最大限に活用し、安全な都市づくりを図っていく。

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク及
びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの災害
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護等対策

予防対策

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
びライフライン等の確保
びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの災害
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護等対策

第1節 地震に強い都市づくり

第1項 地震に強い都市づくりの推進

[区]

1 墨田区都市計画マスタープラン

墨田区都市計画マスタープランは、「墨田区基本構想」や「墨田区基本計画」等を上位計画として、「安全・安心のまちづくりの方針」を含んだ墨田区の将来あるべき姿やまちづくりの方向性を示すものである。このマスタープランは、概ね20年後の2040年を見据えた計画として、平成31年3月に策定した。

(1) 課題

安全・安心のまちづくりの方針における区の課題は、以下のとおりである。

- ア 建築物の不燃化・耐震化の促進や木造密集市街地の改善など、継続的に防災性の向上を図ることが必要である。
- イ 災害発生時の都市機能の継続や迅速な復旧・復興が実行できるための事前準備が必要である。
- ウ 災害発生後の応急仮設住宅用地や、がれき仮置場等の用地不足への対応が求められる。

(2) 目標

墨田区都市計画マスタープランに基づき、2040年までに、「安全・安心のまちづくりの方針」の地震に関する課題を解決する。

(3) 事業計画

- ア 災害に強い安全なまちづくりの推進
 - (ア) 建物の不燃化・耐震化の促進
 - (イ) 密集市街地の安全性の向上
 - (ウ) 都市施設等の整備・維持管理による防災上のネットワークの形成
- イ 災害時における安全な避難施設等の確保
 - (ア) 安全な避難地の確保
 - (イ) 安全な避難経路等の確保
 - (ウ) 災害時における物資・情報の提供
- ウ 復興まちづくりの事前準備の推進
 - (ア) 都市復興基本方針及び基本計画の指針
 - (イ) 地域防災力・復興体制の強化
 - (ウ) 復興まちづくりに向けたデータベースの構築

第2項 安全な市街地の整備と再開発

[区]

1 鐘ヶ淵周辺地区防災都市づくり

(1) 現況

鐘ヶ淵周辺地区は、都市基盤が未整備のまま、市街化が急速に進行した密集市街地であり、東京都の防災都市づくり推進計画（平成16年3月、平成28年3月改定）において、重点整備地域に指定されている。

また、平成25年4月には、東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトにおける不燃化特区に指定されるとともに、鐘ヶ淵通り（補助第120号線）が特定整備路線に指定された。

さらに、平成26年3月に鐘ヶ淵通り（補助第120号線）が事業認可されたため、同年12月に不燃化特区の区域を線路の西側に拡大して、まちづくりの支援を行っている。

平成28年6月には、鐘ヶ淵駅周辺地区まちづくり計画を策定し、「いつまでも住み続けられ、多世代が交流する生活界わい・鐘ヶ淵」を将来像に掲げ、各種事業を進めている。

(2) 目標

平成28年度に策定した鐘ヶ淵駅周辺地区まちづくり計画に基づき、防災まちづくりの推進を図る。

(3) 事業計画

ア 道路と一体的に進める沿道まちづくり、不燃化促進事業、防火・耐震化改修事業を進める。

イ 権利者の合意形成を踏まえて、市街地再開発事業や防災街区整備事業等のコア事業に取り組む。

ウ 建物の不燃化促進や避難路として有効な主要生活道路整備を進め、加えて沿道共同化支援、建替え支援を行う。

エ 避難路として有効な主要生活道路（優先整備路線）等のネットワーク化を目指し、道路の整備を図る。

オ 鐘ヶ淵地区まちづくり懇談会等と協議を進めながら、防災まちづくりや鐘ヶ淵通りと東武伊勢崎線の鉄道立体化の推進を図る。

2 北部中央地区の整備

(1) 現況

北部中央地区（東向島一・二・六丁目、京島一丁目、八広全域）においては、木造密集市街地における防災性の向上に向け、昭和59年度から市街地密集地区再生事業を導入し、これまで公園整備、建替え促進、市街地再開発事業・地区計画によるまちづくりなどを実施してきたが、未だ防災上の危険性は高く、居住環境の改善が求められている。そのため、防災性の向上に重点を置き、住宅市街地総合整備事業や木造住宅密集地域整備事業を活用して、主要生活道路の早期整備、一時避難する場所となる広場の整備、面的な不燃化建替えの促進を推進している。

(2) 目標

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びびライブライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

「住商工混在の長所を生かしたまちづくりと、災害に強い定住性のあるまちづくり」を基本目標として以下の方針を設定し、整備を進める。

- ア 密集市街地における居住水準の回復
- イ 不燃化促進と安全な市街地づくり
- ウ 車両系ルート、歩行者系ルートによるネットワークの形成
- エ 地区生活の充実と活性のための施設づくり

(3) 事業計画

主要生活道路や区画道路を整備しつつ、老朽建物から不燃化建物への建替えと、小規模併用店舗や工場の共同建替え、工場の敷地の有効利用による良好な賃貸住宅の供給を促進し、住商工の調和した地区環境を整備する。

- ア 老朽住宅が密集した街区においては、共同建替えや不燃化を促進し、住環境の整備を進める。
- イ 地区内主要生活道路等のネットワーク化を目指し、道路の拡幅や細街路、行き止まり道路等の整備を図る。
- ウ 広場や集会所等のコミュニティ施設の充実を図る。

3 京島地区まちづくり事業

(1) 現況

京島地区（京島二・三丁目）は、老朽木造住宅が密集し、災害時の危険度が高い地域である。このため、安全で快適なまちづくりのために、昭和58年から住宅市街地総合整備事業や木造住宅密集地域整備事業を活用し、京島地区まちづくり事業を行っている。

(2) 目標

京島地区のまちづくりの目標として、住民と行政との協議によって合意された以下に示す「まちづくり計画の大枠」がある。この計画に沿って、国の住宅市街地総合整備事業を中心手法としてまちづくりを進める。

- ア 京島にふさわしい良好な居住環境のまち
- イ 住商工が一体化した職住近接のまち
- ウ 大震火災に強い安全なまち
- エ 人口の定着を図るべく活気のあるまち

(3) 事業計画

- ア 主要生活道路を6mから8mに拡幅・整備し、防災機能の向上等を図る。
- イ 道路用地等を提供した従前居住者で住宅に困窮する者のために良質なコミュニティ住宅を用意するとともに、老朽住宅の建替え促進を図る。
- ウ 高齢社会の到来や社会状況の変化に合わせて、適切なコミュニティ施設の整備を検討する。また、住環境の改善や防災性の向上に資する小規模な広場、ポケットパークを適切に配置・整備する。
- エ 住民の自主的なまちづくりを推進するため、「京島地区まちづくり協議会」の運営や活動の支援も行う。

4 木密地域不燃化プロジェクト推進事業

(1) 現況

東京都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、東京の最大の弱点である、木密地域の改善を一段と加速するため、「木密地域不燃化10年プロジェクト」を立ち上げた。

特に改善を図るべき地区を不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）と定め、従来よりも踏み込んだ積極的な対策を図り、都と区が連携し不燃化を強力に推進することとした。

平成25年4月に、京島周辺地区及び鐘ヶ淵周辺東地区（平成26年12月に区域拡大、名称を鐘ヶ淵周辺地区に変更）が不燃化特区に指定され、事業の実施期間である平成25年度から令和2年度まで、安全・安心まちづくりに向けた集中的な取組を行ってきた。

また、平成27年4月には、東武伊勢崎線の立体化事業に併せて、鉄道北側地区のまちづくりを推進するため、押上二丁目地区が不燃化特区に指定された。

令和3年4月には、東京都の不燃化特区制度が令和7年度まで延伸されたことに伴い、不燃領域率70%を達成していない京島周辺地区及び鐘ヶ淵周辺地区については、不燃化特区の指定を令和7年度まで延伸し、「木密地域不燃化プロジェクト」として事業を推進している。

※ X-18：不燃化推進特定整備地区（別冊資料 P420 参照）

(2) 目標

不燃建築物への建替え促進や安全な避難のための支援を行い、密集事業や街路事業、防災街区整備事業等のコア事業の実施を含め、令和7年度までに不燃領域率を70%まで向上させる。

(3) 事業計画

平成25年度から令和2年度まで実施した「まちづくりコンシェルジュ」を活用した権利者へのきめ細かな対応や、助成事業による建替え促進、事業化による共同化検討などの取組を継続するとともに、助成事業の更なる周知による建替え促進、都市基盤の整備を実施する。

ア 「まちづくりコンシェルジュ」の活用

権利者の意向に沿った建替えをスムーズに行えるよう、建築、法律、税務等の専門家が積極的なアドバイスを行う「まちづくりコンシェルジュ」を活用する。

イ 「まちづくりの駅」の活用

まちづくり相談処「まちづくりの駅」を活用し、「まちづくりコンシェルジュ」が住民の質問・相談等に対応する。

ウ 「木密地域不燃化プロジェクト不燃化促進助成制度」による建替え促進

不燃化特区内全域を対象とした「木密地域不燃化プロジェクト不燃化促進助成制度」を継続し、不燃建築物等への建替えを促進する。

エ 安全な避難のための仕組みづくり「アクアサポート」の推進

安全な避難のプログラムを住民とともに考え、初期消火に寄与する消防水利

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割
第2章 区民と地域の防災力向上
第3章 安全な都市づくりの実現
第4章 安全な交通ネットワーク及びバイパスライン等の確保
第5章 津波等対策
第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化
第7章 情報通信の確保
第8章 医療救護等対策

の確保や、避難時のふく射熱対策の整備等を行った。今後は、整備した施設を活用した防災訓練を行うなど、防災意識の向上を図る。

5 押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区（すみだ中央エリア）の整備

（1）現況

押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区は、東京スカイツリーのにぎわいの波及効果を生かしたまちづくりを進めるとともに、防災性向上のため、鉄道の高架化にあわせた道路等の都市基盤の整備や建物の建替え更新を促進している。

（2）目標

長く培われてきた下町文化と、東京スカイツリー®によりもたらされる先進機能を融合させ、安全安心で環境にやさしい観光拠点として国際都市東京の一翼を担う「下町文化創成拠点」の形成を図る。

具体的には、東武鉄道伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）連続立体交差事業による南北市街地の一体化や、鉄道4線が集中する交通結節点としての機能強化を図りながら、区内各所への観光の玄関口として、土地の高度利用を促進して商業・業務・文化機能及び良質で定住性の高い都市型住宅の導入と防災性の向上を図る。

（3）事業計画

地域を「新タワーゾーン」「にぎわいゾーン」「水と緑ゾーン」「機能再生ゾーン」の4つに分け、まちの特性に応じた事業を推進する。

ア 東京スカイツリーをシンボルとする防災・観光の広域拠点として、商業・業務機能を核とした下町文化を発信する多機能複合市街地の形成を図る。安全安心な防災の拠点となるように、平常時は交流空間として、災害時には来街者等の一時的な避難空間として活用する防災広場を、建築物の上階部分に整備するとともに、区備蓄倉庫を整備し、それを核として他の地区施設等と併せ、地区全体で約1haの防災空間の整備を図る。（新タワーゾーン）

イ 既存商店街の活性化により、連続性と賑わいのある沿道商業複合市街地形成を図るとともに、沿道の不燃化を促進し、延焼遮断機能や避難路としての機能の向上を図る。（にぎわいゾーン）

ウ 水辺拠点として、北十間川の河川空間を活かした魅力ある親水環境の創造を図る。（水と緑ゾーン）

エ 災害に強いまちづくりを推進するとともに、下町情緒を活かしながら日常生活空間を再生し、良好な環境を確保した複合市街地の形成を図る。（機能再生ゾーン）

（4）タワー危機管理ベース

事業者の協力のもと、協議・調整を行った結果、高所防災カメラ、区備蓄倉庫、区防災行政無線設備、災害対策活動スペース※、災害時一時収容スペース※、蓄熱水槽（災害時に生活用水として活用）※等の施設を備え、次の機能を有する「新たな防災の拠点」として、平成24年5月から運用を開始した（※印のあるものは、災害時のみ活用する。）。

ア 区内全域の防災力向上

東京スカイツリーの高さ及び墨田区の中央部に位置する地理的利便性を活かしつつ、上記の防災施設を有効活用し、区内全域の防災力を高めるための拠点としての機能

イ 来街者等の帰宅困難者対策の強化

災害時、地区周辺の来街者及び観光客並びに鉄道利用客等の帰宅困難者の混乱を防止するため、区、防災関係機関、事業者及び鉄道事業者が連携して対応するための拠点としての機能

6 曳舟駅周辺地区の整備

(1) 現況

区北部の中心となる広域拠点に位置付けられており、曳舟駅周辺地区地区計画に基づいた各種の事業やまちづくりを通じて段階的な整備を進め、都市機能の一層の充実を図っている。

(2) 目標

駅周辺における市街地再開発事業等の面整備により、広域拠点にふさわしい商業・業務等のにぎわい機能の集積を図るとともに道路等の都市基盤の整備を推進する。また、災害に強い安全で快適な居住環境を整備し、魅力ある複合市街地を形成する。

(3) 事業計画

ア 再開発事業等を推進し、木造密集市街地の解消を図るとともに、地区内を周回し京成曳舟駅前の交通広場に接続する区画街路を整備し、防災機能の向上を図る。

イ 道路に面した歩道上空を整備し、歩行者の回遊性の向上や安全で快適な歩行者空間を創出する。

7 防火規制

(1) 現況

平成 15 年度に北部地区の 350ha を東京都建築安全条例による防火規制（新防火規制）等の地区に指定している。

(2) 目標

指定された地区は、規制・誘導による防災性の高い建築物への建替え等を誘導する。

(3) 事業計画

北部地区の木造住宅密集地域においては、修復型事業の住宅市街地総合整備事業、東京都建築安全条例による防火規制（新防火規制）等による規制・誘導策に加えて基盤整備型事業を適切に組み合わせ重点化して展開することにより、早期に防災性の向上を図る。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びびライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

8 不燃化促進計画

(1) 現況

令和3年度末における区の不燃化率は、約70.9%と目標不燃化率である70%を超えている。しかし、区域で見ると、区南部は約84.9%と目標不燃化率を超えているが、区北部は約60.2%と依然として低い状況にある。そのため、区北部地域においては、新たな制度も導入しながら、木造住宅密集地域における主要生活道路の拡幅とその沿道の不燃化を推進していく必要がある。

(2) 目標

本区では、震災や戦災によって壊滅的な被害を被った経験を踏まえ、昭和54年度を初年度とする30年間の不燃化促進計画を定め、全国に先駆けて、逃げないですむ燃えないまちを目指して不燃化促進事業を推進してきた。不燃化促進事業では、区内を25の地区に区画し、各区画の外側を延焼遮断帯として不燃化し、また、区画内においては、防災活動拠点周辺の不燃化とソフト面における地域防災体制の整備を推進している。

また、これらの事業を更に強力に推進するために、従来の主要生活道路沿道不燃化推進事業の事業期間の延長を行ったほか、老朽建築物の防火性能及び耐震性を向上させる防耐化改修の促進、老朽建築物除却に係る助成金の加算等の新たな制度を開始し、特に区北部を中心とした不燃化整備を行うことにより、不燃化率の向上を目指している。

(3) 事業計画

不燃化促進計画は、特定区域においては避難の考え方を中心に、それ以外の一般市街地においては、防御の考え方を中心にした防災区画化計画を基礎に、まちづくりの観点を加味しながら進めていく。前者は、大震火災の予想が不明確な状況の中では、緊急かつ重要で積極的に進めていく計画であり、後者は、区の全体的将来展望に立地した、より現実的な計画である。

ア 防御の計画 — 防災区画化計画 —

安全なまちとするには各地域が延焼火災を出さず、広げず、受けないことが必要である。しかし、防災上からの観点だけの全域不燃化が、現実的でない以上、延焼遮断帯によって囲まれた区間で防災上独立し、しかも防災対応力が可能な50ha程度の区画(防災区画)をつくり、その中でソフト対策を計画的、組織的に整備することが有効である。

ソフト防災の機能としては、情報伝達、消火活動、医療救護、避難誘導等が考えられるが、これらを有効にするためには、区画単位で活動全体を検討、計画し、指揮、調整する機能とそのための拠点が必要である。これらは地域防災活動拠点会議で対応するが、拠点としては原則として区立小学校等を充てることとする(区画内のソフト対応については、震災編第2章予防対策第2節第1項の「地域防災活動拠点会議」を参照のこと)。これらの計画における延焼遮断帯と防災活動拠点を整備するため、不燃化促進助成事業を導入する。また、区画内の一般市街地については、従来の不燃化を中心とした手法にとらわれずに、多角的な考え方で不燃化を進めることが大切である。そこで、平成24年度

から実施している木造建築物の防火性能の向上を図る改修に要する費用の一部を助成する「新不燃化事業」について、平成27年1月に助成対象区域を拡充し、その区域内の延焼抑制効果を最大限に高めるために、区域内に特定区域を新たに設けた。また、助成金については、一定の要件を満たす場合には上限100万円の助成費用にさらに加算して助成することができる制度とした。

- ※ X-05：防災区画図（別冊資料 P390 参照）
- ※ X-06：不燃化助成対象区域（別冊資料 P391 参照）
- ※ X-07：防火・耐震化改修促進助成対象区域（別冊資料 P392 参照）

イ 避難の計画

避難の計画は、防御の計画で安全が確保されない場合に有効となる（現実には相互が補完し合って機能する）もので、区内各地に市街地大火に対して安全な場所 - 避難地 - をつくり、そこへ避難する避難路を整備するものである。避難地は一団の公共空地があり、避難計画上、分布が適当な5地区（うち2地区は不燃化助成事業不要）とし、これらに通じる避難路網を形成し、身近な位置（区内のどこからも300m程度以内）に避難施設を配置した。また、避難をスムーズに誘導し、被災者を救護するための活動拠点も必要であり、原則として区立小中学校等を位置付けることとした。

- ※ I-14：墨田区不燃建築物建築促進助成条例（別冊資料 P46 参照）

9 耐震改修促進計画

(1) 現況

区では、「墨田区耐震改修促進計画」（平成28年9月改定）、「墨田区公共施設等総合管理計画」（平成28年3月策定）に基づき、耐震化対策を推進している。なお、いずれの計画も平成28年度から令和7年度を計画期間としている。

住宅・民間建築物の令和2年度末における耐震化率は、住宅で95%、民間特定建築物（防災上特に重要な建築物、要配慮者が利用する建築物、不特定多数の者が利用する建築物）は86.7%となっている。

なお、区公共建築物については、令和元年度までに、すべて耐震化を達成している（区公共建築物の耐震化率算定には、用途廃止済みの施設を含まない）。

(2) 目標

耐震化の目標は、令和7年度末までに住宅の耐震化率を98%、民間特定建築物の耐震化率を95%としている。

(3) 事業計画

住宅・建築物の耐震化を促進するため、次の施策を計画的・効率的に事業展開する。

ア 住宅の耐震化

(ア) 木造住宅の耐震化：木造住宅無料耐震相談、民間建築物耐震診断助成、木造住宅耐震改修促進助成

(イ) 非木造住宅の耐震化：非木造建築物無料耐震相談、耐震化アドバイザー派遣制度、民間建築物耐震診断助成、緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成、分譲

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びバイパスライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

マンション・沿道建築物等耐震化促進補助

(ウ) 建替えによる耐震化：不燃化建築物促進助成、主要生活道路沿道不燃化推進事業

(エ) その他の耐震化推進策及び生活空間安全化：家具転倒防止器具及びガラス飛散防止フィルム取付助成、住宅修築資金融資あっせん

(オ) 墨田区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、住宅耐震化率の目標達成に向け、一般財団法人すみだまちづくり公社、墨田区耐震化推進協議会等の関係機関と連携して、緊急耐震重点区域内に存する木造住宅を優先的に戸別訪問するとともに、耐震講座や無料相談会等により耐震化普及啓発活動を行う。

イ 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の促進

都は、平成24年度から新たに特定緊急輸送道路（緊急輸送道路のうち、特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要がある道路）沿いの建築物に対して、耐震診断を義務付けた。これに対し本区では、対象建築物の所有者等に補強設計及び耐震改修等について経費助成を実施し、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。

ウ 木造建築物の防火性・耐震性の向上

木造密集地域における老朽木造建築物の防火性と耐震性を向上させる防火・耐震化改修を行う際に、工事費の一部を助成する防火・耐震化改修促進助成事業を、23区で初めて、平成24年12月から開始した。

エ 民間特定建築物の耐震化

防災上特に重要な建築物やホテル、百貨店、スーパーマーケット等不特定多数の人が利用する建築物については、墨田区民間建築物耐震診断助成制度を活用して耐震化への取組を促す。対象建築物の所有者に対して、耐震化に関する情報提供を行うとともに、耐震改修促進法に基づく指導・助言を実施する。

オ 区公共建築物の耐震化

区公共建築物については、平成20年9月に策定した「墨田区公共建築物耐震改修計画」に基づき、令和元年度までに耐震化を達成している。今後は、平成28年3月に策定した「墨田区公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の老朽化対策を進めていく。

カ 墨田区耐震化推進協議会による耐震化の推進

区の一連の建築物耐震化事業を円滑に運用できるよう、墨田区耐震化推進協議会と連携し推進活動を行う。

※ I-15：墨田区木造建築物防火・耐震化改修促進助成条例（別冊資料 P49 参照）

※ I-13：墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例（別冊資料 P41 参照）

10 地籍情報緊急整備事業

(1) 現況

阪神・淡路大震災を契機に、平成8年度から「都市再生地籍調査事業」（国土交

通省補助事業）を実施することとした。

(2) 目標及び事業計画

道路、河川等の官民境界を確認し、その成果を電子データで管理しており、被災後の道路、河川等の復旧に寄与する。

第3項 高層建築物及び地下街等における安全対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 高層建築物及び地下街等の安全化対策

機関名	内 容
区	<p>1 高層建築物、地下街等において、地震火災や混乱等による被害を防ぐため、施設の安全化や避難誘導、救出救護体制の整備等を進める。</p> <p>2 地下街等については、地下鉄、商業ビル等、不特定多数の利用者が集まる地下空間が広がっており、浸水が生じた場合、大きな被害が生じるおそれがあるため、水害に関する情報収集・提供や、管理者等による避難確保計画の策定、避難訓練等を推進する。</p> <p>3 首都直下地震等の大地震が発生した場合、高層建築物においては、建物が倒壊しなくても、建物の揺れによる家具類等の転倒や、エレベーター内の閉じ込め等が生じる可能性があるほか、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど、地上階との往復が困難になり孤立するおそれがある。 このため、区、住民、関係団体等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食糧等の備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくり等、高層建築物の各課題に対する取組を進めていく。</p> <p>4 「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」、「同条例施行規則」及び「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する要綱」により、建築物等の安全化を推進する。</p> <p>(1) 整備事項一般</p> <p>ア 一定規模以上の敷地に建設する場合は40t以上の防火水槽を整備して消火活動の一助とする。</p> <p>イ 防災備蓄倉庫を整備する。</p> <p>ウ 外壁面のガラスは網入りやフィルム貼りとして飛散防止を図る。</p> <p>エ 下記(2)及び(3)に満たない規模でも整備に努める。</p> <p>(2) 大規模集合住宅(100戸以上)</p> <p>ア 複数箇所に備蓄倉庫を整備し、救出工具や3日分の飲食糧の備蓄に努める。</p> <p>イ 仮設便所用のマンホール等を設置する。</p> <p>ウ 雨水貯留槽を設置する。</p> <p>(3) 高層集合住宅(高さ31m超)</p>

第1章
区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク及び
びライブライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの災害
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護等対策

	<p>ア 壁に居室の家具を固定するための措置を講ずる。</p> <p>イ 造付家具の扉の開閉防止のための措置を講ずる。</p> <p>ウ 住戸内又は住室内におけるガラスの飛散防止のための措置を講ずる。</p> <p>エ 玄関扉による住戸内又は住室内の開込防止のための措置を講ずる。</p> <p>5 「すみだ良質な集合住宅認定制度」により、災害発生後、避難所に行かずに生活ができる防災や災害に配慮した集合住宅の供給の促進を図る。</p> <p>(1) 認定基準</p> <p>ア 耐震性能を確保する。</p> <p>イ 設備配管はフレキシブルジョイントを採用する。</p> <p>ウ エレベーターは地震時管制運転装置付きとする。</p> <p>エ 備蓄倉庫を整備する。</p> <p>オ 住戸内の安全対策（家具転倒防止措置等）をする。</p> <p>カ 構造・設備等に配慮する。</p> <p>キ 防災に関する管理・運営上の配慮をする。</p> <p>(2) 支援内容（整備費補助）</p> <p>ア 機能整備費補助</p> <p>イ 高度耐震・免震性能整備費補助</p> <p>ウ 動力用自家発電整備費補助</p>
<p>警視庁第七方面本部 本所・向島警察署</p>	<p>高層建築物、地下街における避難誘導、救出救護活動等の適正化を図るため、次の対策を講じる。</p> <p>1 高層建築物</p> <p>(1) 地下街を含めた震災対策に関する管理者対策の実施</p> <p>(2) 関係機関との連携による合同防災訓練の実施</p> <p>(3) 高層ビル勤務員、利用者及び居住者に対する心理学的調査研究の実施</p> <p>2 地下街</p> <p>(1) 地下街警備要図の作成</p> <p>(2) 地下街用無線補助設備の設置</p> <p>(3) 地下街関係者との合同防災訓練の実施</p> <p>(4) 地下街連絡協議会の定期的開催</p> <p>(5) 管理者対策の推進による防災標識等の明確化</p> <p>(6) 広報媒体（パンフレット、チラシ等）の作成・配布</p> <p>(7) 地下街関係者及び利用者に対する心理学的調査研究の実施</p>
<p>東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署</p>	<p>東京消防庁は、関係事業所に対して次の対策を指導する。</p> <p>1 高層建築物等に係る防火安全対策</p> <p>(1) 乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策（100m以上の高層建築物を対象とした安全対策）</p> <p>(2) 大規模建築物群等の消防アクセス確保対策</p> <p>(3) 鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策</p> <p>(4) 高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策</p> <p>2 火災予防対策</p> <p>(1) 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進</p> <p>(2) 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置</p> <p>(3) 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化</p> <p>(4) 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止</p>

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク及
びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの災害
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護等対策

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク及
びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの災害
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護等対策

	<p>対策の推進</p> <p>3 避難対策（混乱防止対策）</p> <p>(1) 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保</p> <p>(2) 建物の防災センター等からの迅速な緊急放送体制の整備</p> <p>(3) ショーケース、看板、複写機等の転倒、落下、移動防止</p> <p>(4) 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成</p> <p>(5) 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底</p> <p>(6) 警報設備、避難確保による避難対策の徹底</p> <p>(7) 帰宅困難者対策指導の徹底</p> <p>4 防火・防災管理対策</p> <p>(1) 従業員に対する消防計画の周知徹底</p> <p>(2) 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び共同防災管理に関する協議事項の徹底</p> <p>(3) 建物の防災センターの機能強化及び自衛消防隊員の教育の徹底</p> <p>(4) 救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備</p> <p>(5) 高層建築物、複合用途建築物、社会福祉施設等の震災対策等に関する防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育</p> <p>(6) 関係機関、建物の関係者による定期的訓練及び連携による合同防災訓練の実施</p> <p>5 消防活動対策</p> <p>消防活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進</p>
--	---

第4項 道路・橋梁等の整備

[区、第五建設事務所]

1 道路の整備

(1) 現況

骨格幹線道路の整備を促進して、道路網の多重化を図るとともに、救援・消防活動にも有効な地区幹線道路の整備を進めている。

特に、延焼遮断帯としての機能をもつ道路を重点に新設・拡幅を行っている。

(2) 目標及び事業計画

整備は、「墨田区都市計画マスタープラン」（平成31年3月）に基づき進める。

特に、地区内交通処理と防災性能の双方の視点から、区部における事業中の都市計画道路の整備を促進するとともに、「第四次事業化計画」（平成28年3月）の優先整備路線に位置付けられた明治通り（環状4号線）、四ツ目通り（放射32号線）、言問通り（補助114号線）、墨田区画街路第10、11号線、墨田歩行者専用道第1号線の早期事業着手を図る。これらの整備により、都市基盤が未整備である区北部木造住宅密集市街地の防災性の向上と広域交通網のボトルネックの解消に取り組む。

2 橋梁の整備

車両や歩行者の安全快適な通行を目的に橋梁の架替及び長寿命化等の整備を推進

する。

3 連続立体交差事業等の促進

(1) 現況

鉄道を連続的に高架化し、多くの踏切を除却することにより、交通渋滞の解消、交通安全の確保及び分断されているまちの一体化を進めている。

京成押上線（押上駅～八広駅間）の連続立体交差事業は、平成27年8月に全線高架化され、平成29年3月に事業が完了した。

東武伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）の連続立体交差事業は、平成30年1月から工事を実施している。

(2) 目標及び事業計画

東武伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）の連続立体交差事業は、とうきょうスカイツリー駅周辺のまちづくりとあわせて促進する。

鐘ヶ淵通り（補助第120号線）と東武伊勢崎線の立体交差化は、鐘ヶ淵周辺地区の防災都市づくりによる市街地整備とあわせて促進すると共に、立体交差化を踏まえ、駅前広場等についても整備する。

第2節 施設構造物等の安全化

第1項 建築物等の安全化

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 計画方針

建造物等（社会公共施設及びその他の建造物）を一次災害である地震動から守るには、耐震性の強化を積極的に進めなければならない。このためには建造物そのものの構造上の問題や、地盤との関係を考慮して設計、施工されなければならない。

老朽建物の補強及び建替えの指導と、これからの新築・改築の建築物についても、耐震性、耐火性の積極的な指導をし、公共施設のうち区庁舎、警察、消防、公立学校、公立病院等については、災害時における救助活動及び復旧活動の中核となる建物とし、その強化を図っていく。

2 一般建造物防災計画

(1) 現況

建造物の位置、構造、設備は、建築基準法、同関係法令及び条例に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持するよう指導している。

また、建造物に対して、法令に基づく立入検査を実施し、災害予防についての指導に当たるとともに、消防設備及び防火避難設備等の設置、維持、管理についての防火防災上の見地から必要な指導を行っている。

区では、平成7年11月から民間の建築物に対する耐震診断助成を行っている。また、平成17年10月からは、木造住宅の無料耐震相談、平成18年1月から木造

住宅の耐震改修計画作成助成及び耐震改修助成を実施している。さらに、非木造の建築物に関しては、区内の分譲マンションと緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を推進するため、平成21年4月から分譲マンション・沿道建築物等耐震化促進事業を実施し、また、平成24年1月からは非木造建築物の無料耐震診断を実施している。

また、老朽建物については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例」等に基づき、老朽建物等についての適正な管理を行うよう、所有者等に対する助言・指導等を行っている。

(2) 目標

地震時における個々の建築物の安全性を高めるとともに、防火地域等の拡大による建築物の不燃化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 事業計画

ア 昭和56年6月の建築基準法改正後の建築物については、防災の向上が要求されており、今後の新築、増築についても防災関係法令の遵守及び行政指導の強化を図る。

イ 既存建築物の耐震診断・補強に対する指導を強化する。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、特定建築物の所有者に対して、必要に応じ、区が指導を行う。

ウ 防災設備（避難施設、防水・排水施設、消防用設備等防火設備、避雷設備等）を、関係法令に基づいて設置、維持、管理するように指導する。

エ 査察計画を立て、これに基づき立入検査を実施し、また関係者に自主点検整備の励行及び防災訓練の実施について指導する。

オ 国・都の検討、指針策定状況などに併せて、エレベーター設置施設管理者に安全確認の徹底を要請する。

カ 倒壊のおそれなど危険な状態にある老朽建物等の管理の適正化を図るため、所有者等に対し、「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例」に基づく措置を行う。

キ 平成29年4月に施行した「墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例」において、分譲マンションの代表者や居住者に対し、防災用品の備蓄や防災訓練の実施等、災害時に対応するよう努める義務を規定した。

3 高層建築物防災計画

(1) 現況

対象となる高層建築物とは、軒の高さ31mを超える建築物をいい、総数は573棟である。（本所消防署管内451棟、向島消防署管内122棟）

(2) 目標

2の(3)ア、イに準じるほか、この種の建築物の人命危険性を考慮し、特に災害の発生を未然に防止するよう指導する。

(3) 事業計画

ア 指導方針

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク及
びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの災害
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護等対策

- (ア) 高層建築物に対する都市ガス使用設備器具の抑制、火気使用設備器具の安全化及び家具調度品等の不燃化、防災性能化等の促進
 - (イ) 施設の防災性能の向上の推進
 - (ウ) 避難計画の作成
 - (エ) 家具類の転倒・落下・移動防止対策による等の被害軽減対策や、エレベーター閉じ込め防止対策の推進
 - (オ) 自家発電機の整備及び燃料の確保、飲料水や食糧などの備蓄、発災時の情報伝達、地域住民との共助の仕組みづくりの推進
- イ 防災管理態勢の強化
- (ア) 防災計画の樹立
 - (イ) 自衛消防訓練の実施
 - (ウ) 円滑な避難態勢の確立

4 社会公共施設防災計画（区）

(1) 現況

震災時において公共施設の建物は、救護活動及び復旧対策活動の拠点となるばかりでなく、避難の場所ともなり得ることから、耐震性・耐火性を考慮した整備・改修がされており、防災上重要な区公共建築物の耐震化目標は、ほぼ達成している。

※ X-12：社会公共施設現況（別冊資料 P398 参照）

(2) 目標

今後は、各施設のあり方等を勘案し、安全・安心を確保した施設整備をしていく。

(3) 事業計画

- ア 新築する施設は、耐震、耐火構造とする。
- イ 現在、非耐火構造及び非不燃建築の施設については、逐次耐震、耐火構造又は不燃建築への改修を図る。
なお、文化財に指定されている木造等の施設については、耐震・耐火に代わる防災機能の整備を図る。
- ウ 防火水槽を可能な限り設置する。
- エ 屋内消火栓設備その他消火設備等の設置を促進する。
- オ 自衛消防組織の活性化を図る。
- カ 区施設の停電対策を強化する。

第2項 エレベーター対策

[区]

震災時におけるエレベーターの閉じ込めによる被害を防ぐため、区施設については都に準じたエレベーター閉じ込め防止装置の設置を検討・推進し、民間施設についてはホームページや広報紙等を通じて、既設エレベーターの耐震性や安全性の向上を啓発する。

また、都の「1ビル1台」ルール※の普及啓発等に協力し、救出態勢や早期復旧態勢を構築する。

※ 「1ビル1台」ルールの徹底（東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）から

抜粋)

地震発生時に、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図るため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧させることを原則とし、一般社団法人日本エレベーター協会は、そのルール徹底を協会加盟のエレベーター保守管理会社に要請するとともに、都と連携して広く区民・事業者等に普及啓発する。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込めを防止する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄階に着床させ、ドアを開放する装置

第3項 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、第五建設事務所]

1 窓ガラス等落下物の安全化

区は、建物所有者や管理者に対し窓ガラスや外壁タイルの落下防止・安全化について周知を図り、未改修ビルの所有者、管理者への計画的・定期的な指導を実施する。また、区立小中学校については、校舎等の耐震化と併せてガラスの落下・飛散防止対策を実施していく。さらに、一般世帯へガラス飛散防止フィルムのあっせん等を行い、窓ガラスの安全化を推進する。

また、「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」、「同条例施行規則」及び「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する要綱」により、一定規模以上の建築物に対して、外壁面のガラスの落下防止を図るように指導する。

2 自動販売機の転倒防止

都は、業界団体を通じ、自動販売機の転倒防止対策の強化を図る。

また、道路管理者は、道路上での違法占用を道路パトロール等で発見した場合には、占用者に対して速やかに撤去を行うよう指導する。

3 家具類の転倒・落下・移動防止対策

区内における家具類の転倒等防止対策実施率を向上させるため、家具類の転倒・落下・移動による危険性の認知度を高め、対策用器具の種類及び取付け方法並びに家具類の安全な配置位置について啓発を行う。また、中高層住宅や高層ビル等の高い階層における長周期地震動に対する安全対策（長周期地震動に対する備え・長周期地震動に対する安全行動）について啓発を行う。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びバイパスライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

機 関 名	内 容
区	1 区施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。 2 住民の安全及び避難路確保を図るため、高齢者や障害者がいる世帯、未就学児のいるひとり親世帯を対象に、希望により家具類の固定や屋内ガラスの飛散防止を行う家具転倒防止器具及びガラス飛散防止フィルム取付助成制度を推進する。 3 家具類の転倒・落下・移動防止対策と併せて、耐震診断や耐震改修等の震災対策全般にわたる相談窓口を設けるなど、住民の利便性の向上を図る。 4 中高層住宅特有の大きな揺れによる被害の発生が危惧されることから、中高層住宅向けのパンフレットを自治会等へ配布し、家具類の転倒防止対策等の普及・啓発を図る。 5 「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」及び「同条例施行規則」により、一定規模以上の建築物に対して、家具の転倒防止対策を図るように指導する。
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 家具類の転倒・落下・移動防止対策に係る普及啓発用資料の作成及び普及啓発イベント、講習会の実施等により普及・啓発を推進する。 2 関係機関、関係団体等と連携した家具類の転倒・落下・移動防止対策の周知を図る。

4 ブロック塀等の安全化

区は、災害時においても安全で快適な住環境の整備を目的として、道路沿いのブロック塀の生垣化を促進させるため、緑のへい等設置補助金交付制度を推進する。

また、区内のブロック塀等の安全化に向け、区報、区ホームページ及び区イベント等を通じ、安全管理や維持保全の重要性について周知啓発を図る。

5 屋外広告物の安全化

屋外広告物に対する安全管理義務について周知啓発を図る。

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク及
びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの災害
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護等対策

第4項 文化財施設の安全対策

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 施設の現状

文化財のうち国指定文化財 25 件、国登録文化財 2 件、東京都指定文化財 13 件、区指定文化財 23 件である。

※ X-14：指定文化財所在地（別冊資料 P402 参照）

2 事業計画

(1) 全般計画

- ア 文化財が貴重な国民的財産であることを普及徹底させる。
- イ 指定建造物及び文化財保管施設の内外における火気使用、喫煙等の禁止措置及び消防上必要な行政指導を実施する。
- ウ 文化財の災害予防のため、消防用設備等の設置を指導推進する。
- エ 自衛消防組織の結成を図り、定期的に訓練を実施させる。
- オ 災害予防に関して関係機関と密接な連絡を図るよう指導する。

(2) 実施計画

- ア 毎年1月26日を「文化財防火デー」として学校教育、社会教育を通じて文化財防災運動を推進し、文化財に対する認識を高揚させる。
- イ 春、秋の火災予防運動を通じて火災予防を呼びかける。
- ウ 消防署は、管内の文化財施設の所有者又は管理者に対して、以下の6項目の点検内容を実施するよう指導する。
 - (ア) 文化財周辺の整備・点検
 - a 文化財の定期的な見回り・点検
 - b 文化財周辺環境の整理・整頓
 - (イ) 防災体制の整備
 - a 防災計画の作成
 - b 巡視規則や要項の作成等
 - (ウ) 防災知識の啓発
 - a 国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
 - b ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ
 - (エ) 防災訓練の実施
 - (オ) 防災設備の整備と点検
 - 外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
 - (カ) 緊急時の体制の整備
 - 消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

第3節 液状化、長周期地震動への対策の強化

第1項 液状化対策の強化

[区]

平成25年2月8日に東京都建築物液状化対策検討委員会が都へ報告した検討結果によると、建て主や建築物所有者自らが、液状化による建物被害に備えること及び都と区が連携し、地盤に関するデータや対策工法等の情報を提供するとともに、区民が安心して相談できる体制を整備することが必要とされている。

こうしたことを踏まえ、区は、液状化被害の発生危険性のある箇所について、以下のような適切な対策を講じていく。

1 液状化に係る情報提供

「東京の液状化予測図（令和3年度改訂版）」（平成25年3月：東京都土木技術支援・人材育成センター）や「液状化による建物被害に備えるための手引（令和4年9月改訂版）」（東京都都市整備局）、「建物における液状化対策ポータルサイト」などについて区民に情報を提供し、普及啓発に努める。

2 建築物の液状化対策

区は、区内で計画されている建築物の建築確認審査等の機会を捉え、設計者に対して、液状化等に関する情報提供をすることで、液状化対策に係る意識啓発を図る。

また、液状化のおそれがある地域における公共建築物の工事に当たっては、液状化対策として建物自体を強化する方法、地盤を改良する方法等を採用する。

第2項 長周期地震動対策の強化

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

平成25年5月14日に都が公表した「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」の結果を踏まえ、高層建築物等における長周期地震動対策を推進するとともに、危険物等施設における被害の防止や室内の安全確保を図る。

長周期地震動の危険性や、家具等の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について、建物の特性に適した補強方法の事例等を用いながら、広く区民や事業者、建物所有者等に周知することで、高層階における室内安全対策を促進する。

第4節 出火、延焼等の防止

第1項 出火の防止

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 火気器具の規制（東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署）

(1) 現況

区内で使用されている火気使用設備、器具等は、膨大な数であり、震災時に建物倒壊等によりこれらの火気使用設備器具等から出火する危険性は極めて高い。

このことから、火気使用設備器具の安全化と周囲の保有距離の基準化、火気使用設備の固定等各種の安全対策の推進を図っている。

石油ストーブ等については、対震自動消火性能を有する機器の使用及び機能確保を目的とした点検整備の実施など適正使用について指導し、出火防止を図る。

なお、燃料消費量が多く、高温で熱容量も大きい工業炉については、使用する事業所の立入検査により地震時の安全指導の強化を図る。

(2) 目標

安全な火気使用設備、器具等の普及を図るとともに、各種調査研究の結果に基づき構造及び使用環境の安全化等の対策指針を確立し、出火の防止に努める。

(3) 事業計画

ア 対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気設備・器具等周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種火気使用設備、器具等の地震時における安全化を図る。

イ 立入検査や防火防災診断を通じて火気取扱施設や一般住宅の各種火気使用設備器具、電気設備器具の使用頻度及び使用環境を調査し、調査結果を消防対策に反映させるなど、出火防止に向けた安全対策の普及促進を図る。

ウ 火災事例の紹介等を通じ、区民の防火防災に関する意識の高揚及び防災品について各種広報媒体を通じた普及を進める。

エ 大地震が発生した場合、人命への影響が極めて高い大型量販店・スーパー、飲食店、病院等の防火対象物、多量の火気を使用する工場や作業場等に対して、立入検査を実施し、①火気使用設備、器具等の固定、②当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、③災害時の従業員の対応要領等を指導する。

2 危険物施設等の出火防止（東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署）

(1) 現況

区内における危険物を取り扱う施設は、本所消防署管内 95 件、向島消防署管内 183 件、計 278 件あり、減少傾向にある。地域的には北部地区が比較的多い傾向にある。

(2) 目標

危険物施設については、地震による火災及び危険物の流出を防止するため、施設の設置又は変更時に法令の厳正な適用をし、併せて随時立入検査を実施して、当該施設の管理及び貯蔵取扱いの適正化を図り、また訓練の指導等により災害の予防を徹底する。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

（令和4年7月1日現在）

種 別		箇所数	本所署管内	向島署管内
製 造 所		2	0	2
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	41	13	28
	屋外貯蔵所	0	0	0
	屋内タンク貯蔵所	25	10	15
	屋外タンク貯蔵所	2	0	2
	地下タンク貯蔵所	40	27	13
	移動タンク貯蔵所	88	0	88
取 扱 所	給油取扱所（営業用）	22	13	9
	給油取扱所（自家用）	7	2	5
	一般取扱所	32	20	12
	販売取扱所（1種）	13	7	6
	販売取扱所（2種）	6	3	3
合 計		278	95	183

（3）事業計画

ア 危険物施設の安全対策の推進について、以下のことについて対策の推進を図る。

- （ア）耐震性強化の指導
- （イ）自主防災体制の整備
- （ウ）活動要領の制定
- （エ）防災資器材の整備促進
- （オ）立入検査の強化などにより、出火防止や流出防止対策

イ 「危険物安全週間」（毎年6月第2週の日曜日から土曜日までの1週間）等を通じて、危険物に起因する火災・事故等を防ぐため、危険物施設等の関係者に対して保安管理意識の高揚を呼びかけるとともに、併せて区民に対し、危険物に関する知識の啓発を図るための効果的な普及活動を積極的に推進する。

ウ 各事業者及び危険物取扱者等に対する講習等を行い、危険物施設の自主保安管理、危険物の貯蔵、取扱い技術の習熟及び火災予防思想の普及を図り自主的災害予防態勢を確立する。

エ 事業所では、必ず危険物取扱者の有資格者をして取り扱わせるよう有資格者の多数養成に努めるよう指導する。

オ 化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化を指導するとともに、事業所に対しても実態調査を行い、個別・具体的な安全対策の指導を推進する。

- （ア）化学薬品容器の転倒落下防止措置
- （イ）化学薬品収納棚の転倒防止措置
- （ウ）混合混触発火物品の近接貯蔵の禁止
- （エ）化学薬品等収納場所の整理整頓
- （オ）初期消火資器材の整備

- 3 高圧ガス・毒物劇物・放射性物質保安計画（区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署）
- (1) 高圧ガス保管施設
- 高圧ガス取扱事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。
- (2) 毒物・劇物取扱施設
- 毒物・劇物取扱施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。
- また、区は毒物・劇物取扱施設に対して、危険防止規定の作成、設備の保守点検等の励行、定期的な防災訓練の実施等を指導する。
- (3) 放射線等使用施設
- 放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。
- 4 住民指導の強化（東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署）
- (1) 目標
- 各家庭において、平素から火災の発生や延焼拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図るとともに、地震発生時の出火防止対策の徹底を期すため、出火防止に関する知識、地震に対する備えなどの防災教育を推進し、実践的な防災訓練を通じて区民の防災行動力の向上を図る。
- (2) 事業計画
- 下記項目の重点指導を実施する。
- ア 出火防止等に関する備えの主な指導事項
- (ア) 住宅用火災警報器の普及と維持管理方法の周知
- (イ) 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- (ウ) 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器・漏電しゃ断機・感震コンセントなど、出火を防ぐための安全な機器の普及
- (エ) 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
- (オ) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- (カ) カーテンなどの防災製品の普及
- (キ) 灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底
- (ク) 一般家庭にある身近な危険物で、接着剤、アロマオイル、防水スプレー、マニキュア、消毒用アルコール等の正しい取扱方法に関する指導の徹底
- (ケ) 防災訓練への参加
- イ 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項
- (ア) 本所都民防災教育センター、起震車等を活用した「出火防止体験訓練」の推進
- (イ) 地震時は「地震だ！まず身の安全」の徹底
- (ウ) 地震の揺れがおさまったら、落ちついて火の元確認初期消火（①火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をする。②出火し

- た時は、落ちついて消火する。)の徹底
- (エ) 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断確認など出火防止の徹底
 - (オ) ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底
 - (カ) ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底
 - (キ) 周囲で延焼火災が発生したら、早い段階で、火災の規模や風向を考慮して安全な避難先を決め、安全なルートを通して迅速に避難

- 5 住宅用火災警報器の普及啓発（区）
区は、火災の早期発見及び逃げ遅れの防止を図るため、住宅用火災警報器の普及啓発を行う。
- 6 感震ブレーカー普及啓発（区）
地震時の停電から復旧に伴う電気に起因する火災を防ぐため、ブレーカー遮断装置を、あっせん価格で提供している。

第2項 初期消火態勢の強化

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

- 1 初期消火態勢の推進（区）
 - (1) 消火器の配備
 - ア 現況
震災時における初期消火態勢の充実及び通常火災の防止対策、併せて区民の防災意識の高揚を図ることを目的として、①区内の随所、②主要道路の歩道に、約2,400本の消火器を配備している。
また、被生活保護世帯のうち、希望する世帯に消火器を配布している。
なお、町会・自治会でも、区配備消火器のほかに自主的に消火器を配備している。
 - (ア) 区消火器配備状況（令和5年2月現在）
 - a 区内随所設置 1,966本
 - b 主要道路歩道上設置 416本
 （概数のため、本文中合計とは、一致しない。）
 - (イ) 配備基準
主要道路沿いの地域 ……………道路上50メートル間隔に1本の割合
火災危険度3以上の地域 ……………60m×60mに1本の割合
火災危険度2以下の地域 ……………90m×90mに1本の割合
被生活保護世帯・区公共施設
 - イ 目標及び事業計画
 - (ア) 初期消火態勢の機能を維持するため、区配備消火器を定期的に点検するとと

もに、薬剤詰替や本体の交換を実施していく。また、火災に使用した町会及び個人所有消火器の薬剤充てん等を行うとともに、各家庭及び事業所に消火器の設置を積極的に推進させていく。

(イ) 各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

(2) 消火用スタンドパイプの配備

初期消火態勢の充実を図り、延焼火災による被害を最小限にするため、東京都都市整備局による「第6回 地震に関する地域危険度測定調査(平成20年2月公表)」の火災危険度に基づき、平成25年度はランク5、4及び3、平成26年度はランク2及び1に該当する区内168町会・自治会に消火用スタンドパイプの配布を行い、新規に設立された町会・自治会へも順次配布を行っている。

区内には、スタンドパイプを接続して使用できる消火栓が2,804基(本所消防署管内1,570基、向島消防署管内1,234基)、排水栓が11基(本所消防署管内9基、向島消防署管内2基)(令和4年7月現在)配備されている。(区画量水器及び私設消火栓を除く。)

また、各町会・自治会に周辺地域の消火栓分布地図をスタンドパイプとともに配布している。

2 自主防災体制の強化(東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署)

(1) 現況

東京消防庁は、「自分の町は自分で守る」ことを基本理念に区民が自信をもって災害に対応できるよう、訓練指導用資器材の整備をはじめ、防災教育訓練を通じて区民に対する消火及び救出救護等に関する知識、技術の普及を推進している。また、地域の協力体制を進め、要配慮者^(*)を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

(2) 目標

地域住民に対して地域特性に応じた実践的な防災訓練を推進し、防災行動力の向上を図る。

すべての事業所に対し、防災計画の作成を推進し、各種の訓練や指導等を通じて防災行動力の向上及び自主防災体制の強化を図るとともに、事業所相互間の協力体制及び住民防災組織^(**)等との連携を強化する。

また、保有資器材の整備を図り、地域との協力体制づくりを推進する。

(3) 事業計画

指導用資器材の整備を進め、地域ごとに推進する。

^(*) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者で、火災、震災その他災害への対応力が弱く、防災上の支援及び配慮を必要とする65歳以上の者又は障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条の障害者

^(**) 地域の初期消火活動や救護活動、避難場所への安全な移動など、地域の防災活動を担う組織で、町会や自治会などを主体に結成されている組織をいう。広義では、自主防災組織ともいう。

第3項 火災の拡大防止

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 延焼拡大要因の除去

(1) 現況

- ア 建物の構成状況、危険物施設等の分布、空地、道路率等の実態を把握し、消防施策確立のため基礎資料の整備に努めている。
- イ 映画館、デパート等不特定多数の人が出入りする施設並びに危険物製造所等については、関係法令に基づく立入検査を実施し指導を行い違反の是正を図っている。

(2) 目標

地域別総合危険度、市街地状況調査等危険度の高い地域に対する被害の軽減を図るため、消防活動対策に反映する。

地域別総合危険度、市街地状況調査等の結果を消防活動対策に反映し、危険度の高い地域の被害の軽減を図る。

(3) 事業計画

- ア 地域特性に即した消防活動体制の整備を進める。
- イ 不特性多数の人が出入りする施設及び危険物施設については、定期的に立入検査を行い防火管理の徹底と延焼拡大要因の除去を図る。
- ウ 消防署は、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業に対して消防活動を実施する立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努める。

※ X-13：地震に関する地域危険度測定調査結果（第9回）（別冊資料 P399 参照）＜再掲＞

2 消防力の強化

(1) 現況

ア 消防体制

区内の消防体制は、東京消防庁のもとに、消防署2、消防出張所5であり、本所消防署員214名、向島消防署員178名、計392名で組織され、指揮車2台、ポンプ車11台（本所6台、向島5台）、化学車1台、梯子車2台、空中作業車1台、救急車6台（本所3台、向島3台）、資機材輸送車1台、消防活動二輪車2台が配備されている。

消防団は、本所消防団242名、可搬ポンプ16台、可搬ポンプ積載車7台、向島消防団261名、可搬ポンプ19台、可搬ポンプ積載車9台が配備されている。

※ II-06：消防署等の所在（別冊資料 P188 参照）

※ II-08：消防団の現況（別冊資料 P190 参照）＜再掲＞

イ 消防力の整備

（ア）東京消防庁は、大地震時に予想される各種災害に対処するため、消防庁舎等の耐震性の強化、待機宿舎の整備、情報通信機構の強化、消防機械及び消防水利の整備増強を計画的に行っている。

(イ) 消防団については、分団施設本部及び可搬ポンプ等の施設、資器材を計画的に整備し活動体制の強化を図っている。

(ウ) 東京消防庁では、地震等により甚大な被害が発生した地域の救助活動や消火活動などを迅速に行うため、重機や遠距離大量送水装置などの消防車両を備え、特殊な技術、能力を有する隊員で編成した消防救助機動部隊を整備した。

(エ) 東京消防庁では、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、特別救助隊が配置されていない消防署に救助用資器材を配置し、ポンプ車に積載して運用している。

※ II-07：車両、機器配置状況一覧表（別冊資料 P189 参照）

(オ) 東京消防庁では、迅速かつ確実な人命救助の実施及び救助活動の効果を高めるため、東京消防庁東京 DMAT 連携隊を運用し大規模災害等の災害現場において東京 DMAT（都が創設した救命処置等を行う災害医療派遣チーム）と連携した活動を実施している。

(カ) 特別消火中隊の運用

a 本所消防署 小梅出張所（小梅中隊）

b 向島消防署 墨田出張所（墨田中隊）

専門的知識及び技術を有する隊員と高機能かつ先進的な資器材を配備した消火隊を編成し、現場の消火活動の中核に位置づけ消防活動をより安全かつ効率的に行い、被害を軽減するため平成 17 年 8 月 23 日から運用している。

(2) 目標

東京消防庁では、震災時の同時多発火災に対処するための初動及び活動体制の確保を図るとともに、各地域の総合出火危険度及び延焼危険度の調査結果に基づき、災害様態の変化に対応できる適正な消防力の配備を図る。

(3) 事業計画

ア 消防活動体制の確保

東京消防庁は、震災時に、常備消防力の最大限有効な活用を図るため、消防部隊の効果的運用、部隊運用資材及び車両の運行が困難な地域の消火用の可搬ポンプの整備を図っている。

イ 消防活動が困難な地域への対策

震災時には、道路の狭隘に加え、木造住宅の密集等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。このため、東京消防庁では、消防水利の充実、消防隊用可搬ポンプ等の整備、消防団活動体制の充実等の施策を推進するとともに、消火活動の阻害要因の把握及び分析並びに延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動に従事する立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努めるとともに、住民防災組織の初期消火対策の推進、事業所の予防施策の徹底等、地域の自主防災体制の強化を図っている。

ウ 消防団の強化

(ア) 消防団員の募集広報を積極的に展開し、消防団組織の強化を図る。区民に対

する防災指導体制の充実を図るとともに消防団組織を強化する。また、区民に対する防災指導体制の充実を目的として、応急手当普及員認定者の育成を図り、AED（自動体外式除細動器）指導等の推進を図っている。

さらに、東京消防庁では、可搬ポンプ積載車（緊急車）の増強、各種資機材等を格納できる施設を整備し、消防団の機動力向上と迅速な出場態勢を充実するなど震災時の消防団活動態勢の充実強化を図っている。

(イ) 震災及び大規模災害において、特殊技能を保有する団員が特殊技能班を編成し、消防署隊と連携した救助、救護活動等災害活動体制の強化を図る。

エ 東京消防庁災害時支援ボランティア（本所消防ボランティア、向島消防ボランティア）の育成及び活動

大規模地震の際、同時多発する大災害に対応する必要があることから、消防署内での後方支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有するボランティア活動の協力を得るため、事前に登録した本所・向島各消防ボランティアの受入態勢を確立するとともに、指導育成を図る。

また、本所・向島各消防ボランティアは、東京消防庁管轄区域に震度6弱以上の地震が発生した場合及び大規模な自然災害や大規模な事故が発生した場合、活動ができる準備をして自発的に事前に登録した消防署又は最寄りの消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施する。

※ X-17: 東京消防庁災害時支援ボランティアの概要（別冊資料 P419 参照）
 <再掲>

3 消防水利の整備

(1) 現況

消防水利として指定している防火水槽等（消火栓を除く。）は次のとおりである。

（令和4年7月1日現在）

種 別	数	水量 m ³	本所署 管内数	本所署 水量 m ³	向島署 管内数	向島署 水量 m ³
防 火 水 槽	654	34,783	284	14,819	370	19,964
プ ー ル	42	12,189	20	6,014	22	6,175
池	4	350	3	150	1	200
受 水 槽	31	2,849	14	1,369	17	1,480
貯 水 池	2	230	0	0	2	230
合 計	733	50,401	321	22,352	412	28,049

東京消防庁では、震災時の同時多発火災及び大規模市街地火災に対応するため、延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に防火水槽の整備を推進するとともに、区及び関係機関と連携した水利整備方策の推進に努める。

平成24年度には、北十間川護岸に消防隊進入用門扉の設置を行った。

(2) 推進項目

- ア 震災時の市街地大火に備えた巨大水利として耐震性を有する防火水槽の確保に努める。
- イ 区及び関係機関と連携して、河川等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。
- ウ 経年防火水槽の再生や深井戸等の整備を推進し、震災時の消防水利を確保する。
- エ 木造住宅密集地域等の道路狭隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
- オ 防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。
- カ 木造住宅密集地域内において著しく水量が不足する地域に、重点的に水利整備を推進するため、関係機関と協議を行い、整備方策を検討する。
- キ 民間の建設工事にあわせて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。
- ク 区が公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽等の確保に努める。

また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、区における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びバイパスライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

第4項 危険物施設等の防災組織

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 現況

- (1) 一定規模以上の事業所に予防規程の作成と併せて地震対策の作成を指導推進しており、その規定に基づき定期的に訓練を実施している。
- (2) 予防規程の作成を要しない事業所にあっても単独に防災計画を作成するよう指導している。

2 目標

震災対策は、最も重要な課題であり、危険物施設等の保安対策及び危険物の輸送時における保安対策を重点に推進する。

3 事業計画

- (1) 危険物施設事業所等における地震防災応急対策の推進
- (2) 屋外タンク貯蔵所の安全対策の推進
- (3) 避難場所、主要幹線道路等に近接する危険物施設等の安全対策の推進
- (4) 危険物施設事業所等の教育、訓練等保安管理体制の強化推進
- (5) 大規模な危険物施設事業所等における自主防災体制及び事業所間の相互応援体制の確立
- (6) 危険物施設事業所等の教育、訓練等保安管理体制の強化推進

第5項 危険物等の輸送の安全化

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

- 1 タンクローリーについては、立入検査を適宜、実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。
また、指導に当たっては、隣接各県と連携を密にし、安全指導を進める。
- 2 鉄道タンク車による危険物輸送については、東京都震災対策条例に基づいて関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。
- 3 トラック等の危険物を運搬する車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進める。
- 4 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。
- 5 要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

第6項 雨水利用の推進

[区]

1 現況

区内における雨水利用施設は444箇所（区施設、都施設、23区清掃一部事務組合、民間施設、路地尊）であり、総貯留槽容量は約25,968 m³、集雨面積は約230,958 m²となっている。（令和4年3月現在）

2 目標

都市の安全性の向上と快適な都市環境の創造に資するため、都市における渇水及び洪水の防止、防災対策（初期消火用水やトイレ洗浄水等の確保）の推進並びに地域水循環の再生を目標とし、雨水利用促進助成制度等により雨水利用を推進する。

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク及
びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの災害
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護等対策

応急対策

第1節 公共施設等の応急対策による二次災害防止

第1項 公共土木施設等

[区、第五建設事務所、江東治水事務所、首都高速道路東京東局]

1 活動方針

- (1) 各施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- (2) 責任者は、自衛防災組織を編成し、それぞれ分担に基づいて行動する。
- (3) 緊急時には、関係諸機関へ通報して臨機の措置を講じる。

2 応急対策計画

(1) 河川管理施設

区は、水防法第9条及び墨田区職員災害対応マニュアルに基づき、区内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、警戒を要する箇所については、直ちに第五建設事務所及び江東治水事務所に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。

区から報告を受けた場合には、第五建設事務所及び江東治水事務所は、応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行う。

(震災編第5章「津波等対策」参照)

(2) 道路・橋梁

ア 活動方針

被害を受けた道路・橋梁は、速やかに復旧し、特に救助活動のために必要な道路及び主要幹線道路は、重点的に復旧作業を行い、交通路の確保に努めるものとする。

イ 活動内容

機関名	内 容
区	1 道路の被害は、速やかに都に報告し、直ちに障害物除去、盛土作業等の被害状況に応じた応急復旧作業を実施し、交通路の確保に努めるものとする。また、被害状況により応急修理ができない場合は、警察署等の防災関係機関と連絡の上、通行止又は交通規制の標示等必要な措置を講じるものとする。 2 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、当該事故を知った機関が直ちに応急の措置を講じ事後連絡するものとする。

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの災害
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護等対策

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

都	<ol style="list-style-type: none"> 1 都道や緊急道路障害物除去路線に指定された区市町村道については、協力業者等の緊急巡回と連携して調査・点検を行う。 2 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。 3 「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が実施する。 4 逐次道路の被災箇所、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。 5 必要な資機材を確保するため使用できる建設機械等の把握を行う。 						
首都高速道路東京東局	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡窓口 災害時の情報連絡窓口は、次のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">首都高速道路株式会社窓口</td> <td style="text-align: center;">電話番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東京東局保全管理課</td> <td style="text-align: center;">03-5640-4854</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東京東局交通管制室</td> <td style="text-align: center;">03-5640-4800</td> </tr> </table> 2 災害時における体制 地震による災害が発生したときは、緊急体制又は非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容の体制をとり、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な措置を講じる。 3 災害応急対策 地震による災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、首都高速道路東京東局は、警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等をお客様に広報する。 (2) お客様の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護、その他安全確保に努める。 (3) 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。 (4) 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講じる 4 災害時の広報 お客様が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等各種メディアを最大限活動して、正確かつ迅速に利用者へ提供する。 5 緊急道路確保 残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。 6 復旧対策（復旧計画） <ol style="list-style-type: none"> (1) 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。 (2) 災害復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。 	首都高速道路株式会社窓口	電話番号	東京東局保全管理課	03-5640-4854	東京東局交通管制室	03-5640-4800
首都高速道路株式会社窓口	電話番号						
東京東局保全管理課	03-5640-4854						
東京東局交通管制室	03-5640-4800						

第2項 社会公共施設等

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会]

1 応急危険度判定

(1) 対策内容

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

ア 区の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

イ 応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体への協力を要請する。

(2) 取組内容

ア 区は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

イ 応急危険度判定の実施が困難な場合、都災対本部へ実施を要請する。

2 社会公共施設等の応急対策

(1) 各医療機関

管理者は、あらかじめ策定した院内マニュアルに基づき、患者及び職員等の安全を確保するとともに、定められた通信手段を活用し、院内の状況を報告する。

(2) 社会福祉施設等

ア 社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。

イ 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

ウ 施設独自での復旧が困難である場合は、区等の関係機関に連絡し援助を要請する。

エ 地震の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

(3) 学校施設

ア 応急対策

(ア) 学校長は、震災時の避難等について特に綿密な学校防災計画を確立しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童、生徒等の安全確保に万全を期する。

(イ) 自衛防災組織を編成して、役割分担に基づいて行動する。

(ウ) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。

(エ) 学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防について十分な措置をとる。

(オ) 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

イ 応急復旧対策

(ア) 区立学校の施設が地震等で教育活動ができない状態にあると判断した場合には、区教育委員会は、緊急に学校長及び都教育委員会と連絡を密にして、授業再開計画などを作成する。

(イ) 児童、生徒の実態を充分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早急に解決するためにも教育活動の中断がないように努める。

(ウ) 被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画を立て速やかに復旧を行う。

(4) 文化財施設

ア 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに本所・向島消防署に通報するとともに被害の拡大防止に努める。

イ 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、被災状況を速やかに調査し、その結果を区教育委員会に報告するとともに、都指定の文化財にあっては、都教育委員会に報告する。

ウ 防災関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

(5) 区立施設等

ア 施設管理者は、あらかじめ定められた避難場所に利用者等を誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

イ 災害状況に即した対応ができるよう関係機関との緊急連絡体制を確立する。

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク及
びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの災害
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護等対策

第2節 危険物等の応急措置による危険防止

第1項 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、警視庁第七方面本部、
本所・向島警察署、下水道局東部第一下水道事務所]

1 石油等危険物施設の応急措置

機関名	対応措置
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 1 住民に対する避難の指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 災害情報の収集・提供 6 関係機関との連絡
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。 1 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策 3 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民等に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動
下水道局 東部第一下水道 事務所	1 有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。 2 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。
事業所等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

2 火薬類保管施設の応急措置

機関名	対応措置
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 1 住民に対する避難の指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 災害情報の収集・提供 6 関係機関との連絡
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 火災に際しては、誘発防止のため、延焼拡大を阻止する消防活動を行う。 2 関係機関及び施設管理者と連携し、緊急措置を促す。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びブライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

事業所等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。
------	--

3 高圧ガス保管施設の応急措置

機関名	対応措置
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 1 住民に対する避難の指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 災害情報の収集・提供 6 関係機関との連絡
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区市町村へのその内容の通報 3 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 4 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については震災編第6章応急対策第3節の「震災消防活動」により対処する。
事業所等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

4 毒物・劇物取扱施設の応急措置

機関名	対応措置
区	毒物・劇物取扱施設に対して応急措置をとるよう指示し、住民に対して避難又は当該施設に近づかないよう注意を促す。関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区市町村へのその内容の通報 3 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 4 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については震災編第6章応急対策第3節の「震災消防活動」により対処する。
事業所等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

5 放射線等使用施設の応急措置

放射線等使用施設の応急措置については、震災編第12章「放射性物質対策」に基づき実施する。

6 危険動物の逸走時対策計画

危険動物の逸走があった場合、区は都と連携を取りながら、必要に応じて次の措置を行う。

- (1) 住民に対する避難の指示
- (2) 住民の避難誘導
- (3) 避難住民の保護
- (4) 被害情報の収集・提供
- (5) 関係機関との連絡

第2項 危険物輸送車両等の応急対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 危険物輸送車両の応急対策

機関名	対応措置
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 1 住民に対する避難の指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 災害情報の収集・提供 6 関係機関との連絡
東京消防庁第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 関係機関との密接な情報連絡を行う。 2 災害応急対策は、震災編第6章応急対策第3節の「震災消防活動」により対処する。
事業者等	事故等により、危険が想定される場合は、関係機関への通報等、応急措置を実施する

2 核燃料物質輸送車両等の応急対策

核燃料物質輸送車両の応急対策については、震災編第12章「放射性物質対策」に基づき実施する。

第1章
区、住民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク及
びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの災害
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護等対策

復旧対策

第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

第1項 公共土木施設等の復旧

[区、第五建設事務所、江東治水事務所、首都高速道路東京東局]

1 河川施設

河川管理者が、管理する施設が災害により被害を受けた場合に、状況を速やかに調査し復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 堤防、護岸の決壊のおそれがあるもの
- (2) 河川の堤防の脚部の深掘れで根固めをする必要のあるもの
- (3) 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの

河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するために、各施設管理者と連携し、速やかに施設の復旧に努める。

(震災編第5章「津波等対策」参照)

2 内水排除施設

地震等により排水機場に被害が生じたときは、施設の復旧を可能な限り早急に実施し、浸水区域が拡大するおそれがあるときは、ポンプ車等による排水作業を実施して被害の拡大を防止するものとする。また、高潮により水害を受けるおそれがあるときは、敏速に水門等を閉鎖し、海水、河川の逆流を防ぐものとする。

3 道路・橋梁

道路・橋梁管理者は、道路（橋を含む。）が災害により被害を受けた場合は、状況を速やかに調査し、公益占用物件及び沿道等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧する。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 道路の陥没または欠壊、橋梁の破壊又は破損によって、交通不可能又は著しく困難であるもの
- (2) 道路の陥没または欠壊、橋梁の破壊又は破損でこれを放置することにより、二次被害を生じるおそれのあるもの

第2項 社会公共施設等の復旧

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

1 学校施設

区立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、区教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

2 文化財施設

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、文化財所有者、都教育委員会、区教育委員会等において修復等について協議を行う。

3 区立施設等

区立施設等について、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。

当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

第2節 危険物等の応急措置による危険防止

応急対策第2節「危険物等の応急措置による危険防止」に準ずる。